

令和 5 年

大和市議会第 2 回定例会議案書

目 次

	ページ
報告第 3 号 令和 4 年度大和市継続費繰越計算書について ……………	1
報告第 4 号 令和 4 年度大和市繰越明許費繰越計算書について ……………	3
報告第 5 号 令和 4 年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書について ……………	7
議案第 2 3 号 大和市市税条例の一部を改正する条例について ……………	9
議案第 2 4 号 大和市障害福祉センター松風園条例及び大和市障害者自立支援 センター条例の一部を改正する条例について ……………	13
議案第 2 5 号 大和市印鑑条例の一部を改正する条例について ……………	15
議案第 2 6 号 大和市火災予防条例の一部を改正する条例について ……………	17
議案第 2 7 号 物品購入契約の締結について ……………	20
議案第 2 8 号 令和 5 年度大和市一般会計補正予算（第 2 号） （別冊のとおり。）	

報告第3号

令和4年度大和市継続費繰越計算書について

令和4年度大和市継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別記のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

大和市長 古谷田 力

令和4年度大和市継続費繰越計算書

会計区分	款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額		
					予算計上額	前年度 通次 繰越額	計
一般会計	4 衛生費	2 清掃費	環境管理センターごみ処理施設維持補修事業	円 5,907,343,000	円 2,126,619,000	円 10,000,600	円 2,136,619,600
	10 教育費	2 小学校費	北大和小学校校庭整備事業	27,511,000	11,005,000	0	11,005,000
		3 中学校費	引地台中学校校庭整備事業	135,894,000	54,358,000	0	54,358,000
		5 保健体育費	中部学校給食共同調理場改修事業	82,531,000	32,081,000	0	32,081,000

支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 通次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰越金	特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
円 2,113,848,000	円 22,771,600	円 22,771,600	円 22,771,600	円 0	円 0	円 0
8,192,800	2,812,200	2,812,200	2,812,200	0	0	0
43,159,600	11,198,400	11,198,400	11,198,400	0	0	0
30,800,000	1,281,000	1,281,000	1,281,000	0	0	0

報告第4号

令和4年度大和市繰越明許費繰越計算書について

令和4年度大和市繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別記のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

大和市長 古谷田 力

令和4年度大和市繰越明許費繰越計算書

会計区分	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
一般会計	2 総務費	1 総務管理費	庁用自動車維持管理事務	円 9,377,000	円 5,929,000
	4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	550,020,000	470,061,000
		2 清掃費	塵芥収集車両等整備事業	9,136,000	8,036,400
	8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	148,300,000	148,300,000
			交通安全施設整備事業	7,000,000	7,000,000
	10 教育費	3 中学校費	中学校大規模改修事業	22,788,000	22,788,000

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円 0	円 0	円 0	円 0	円 5,929,000
0	470,061,000	0	0	0
0	0	0	0	8,036,400
0	59,153,000	89,000,000	0	147,000
0	2,400,000	3,700,000	0	900,000
0	0	0	0	22,788,000

報告第5号

令和4年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和4年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別記のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

大和市長 古谷田 力

令和4年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左
						国庫補助金
1 資本的支出	1 建設改良費	管路整備費	円 227,670,000	円 107,280,510	円 84,500,000	円 24,300,000
		処理場整備費	2,250,298,000	843,536,400	845,878,000	319,268,000

の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	その他	損益勘定留保資金			
円 60,200,000	円 0	円 0	円 35,889,490	円 0	国の第2次補正予算を財源とする工事について、年度内の完了が困難であるため繰り越したもの
526,500,000	0	110,000	560,883,600	0	国の第2次補正予算を財源とする工事について、年度内の完了が困難であり、また、建設工事の委託先において工事の進捗が遅れ、年度内の完了が困難となり繰り越したもの

議案第 23 号

大和市市税条例の一部を改正する条例について

大和市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が施行されたこと等に伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和州市税条例の一部を改正する条例

大和州市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中「者の同一生計配偶者」の次に「（法第292条第1項第7号に掲げる同一生計配偶者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「扶養親族の」を「扶養親族（年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）の」に改める。

第18条第2項中「おける前項」の次に「の規定」を加える。

第31条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第34条第3項中「第15条」を「第15条第4項」に、「第4条」を「第4条第1項又は第2項」に、「第45条」を「第45条第2項」に改め、「の各号」を削る。

附則第12項第2号中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改め、同項第5号から第8号までを削る。

(3) 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの（営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a(a)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(4) 法附則第30条第4項の規定の適用を受けるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前号の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a(a)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第31条第1号エの改正規定及び附則第4項の規定 令和5年7月1日

(3) 第10条の改正規定（「扶養親族の」を「扶養親族（年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）の」に改める部分に限る。）及び附則第3項の規定 令和6年1月1日

2 改正後の附則第12項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(市民税に関する経過措置)

3 改正後の第10条（「扶養親族の」を「扶養親族（年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）の」に改める部分に限る。）の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

4 改正後の第31条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 改正後の附則第12項の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第24号

大和市障害福祉センター松風園条例及び大和市障害者自立支援センター条例
の一部を改正する条例について

大和市障害福祉センター松風園条例及び大和市障害者自立支援センター条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和5年6月1日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市障害福祉センター松風園条例及び大和市障害者自立支援センター条例
の一部を改正する条例

(大和市障害福祉センター松風園条例の一部改正)

第1条 大和市障害福祉センター松風園条例(昭和52年大和市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(大和市障害者自立支援センター条例の一部改正)

第2条 大和市障害者自立支援センター条例(平成17年大和市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 法第5条第18項に規定する相談支援に関する事業

第21条第1項中「規定する事業」を「掲げる事業」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第25号

大和市印鑑条例の一部を改正する条例について

大和市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月1日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市印鑑条例の一部を改正する条例

大和市印鑑条例（昭和51年大和市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。）に同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている者は、当該移動端末設備に規則で定める暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行い、これを多機能端末に認証させ、必要事項を入力する方法により印鑑登録の証明書の交付を市長に申請することができる。この場合においては、印鑑登録の証を添えることを要しない。

第17条第3項中「第15条及び」を「第15条第1項及び第2項並びに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条に1項を加える改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第26号

大和市火災予防条例の一部を改正する条例について

大和市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月1日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市火災予防条例の一部を改正する条例

大和市火災予防条例（昭和37年大和市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車に接続するためのものをいう。以下この条において同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この条において同じ。）により構成されるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

第11条の2第1項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させる」を「緊急に停止する」に、「措置を講ずる」を「装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作できる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう」の次に「。第23条第4項において同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定、第23条の改正規定及び別表第7の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第11条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に設置しようとする急速充電設備について適用し、同日前に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備については、なお従前の例による。

3 改正後の第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日において現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第27号

物品購入契約の締結について

学校給食調理用備品について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求め
る。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市鶴間一丁目3番2号
有限会社鶴間金物店
代表取締役 西村良樹
- 3 契約金額 28,369,000円
- 4 納入場所 大和市深見西七丁目5番2号
大和市立北部学校給食共同調理場ほか6か所

令和5年6月1日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

学校給食調理用備品を購入したい必要による。